

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によって、次のとおり  
特定非営利活動法人認証申請があった。

平成十九年八月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
特定非営利活動法人アジア日系人支援の会	富山 太朗	広島県広島市中区大手町三丁目八番一号	この法人は、アジア・インドシナ地域の日系人の生活向上を図るために、日本において就労が可能となるよう、日本語学研修などの教育の場の提供、教育施設の提供、日本人とのレクリエーション活動によるふれあい文化交流事業などを行い、また、国際社会の健全なる発展に寄与すること、そしてその理念を啓蒙普及することを目的とする。	平成一九年七月二〇日